

一般社団法人 長崎県観光連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県観光連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長崎県及び観光事業関係者並びに関係諸団体と連携協調して県内の観光関係事業の振興・地域の活性化を図り、併せて健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、県民の生活・文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外の観光資源の宣伝、紹介及び観光旅行者の誘致促進に関すること。
- (2) 観光文化の振興に関すること。
- (3) 観光振興のためのイベント等の実施に関すること。
- (4) 観光地の環境整備に関すること。
- (5) 観光情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 観光関連事業従事者の資質の向上等に関すること。
- (7) 観光事業に係る調査研究に関すること。
- (8) 観光関連施設の管理運営に関すること。
- (9) 観光振興のため、地方公共団体、地方観光協会（連盟）、観光事業者等を会員として組織された全国団体の行う事業に対する拠出に関すること
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、長崎県内において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
 - (2) 特別会員 この法人が運営上特に必要と認めた個人又は団体で理事会において承認されたもの
 - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 第1項の会員のうち特別会員は、総会に出席し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 団体に関する会員にあつては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者（一人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、別に定める会費規程により会費を支払わなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

(1) 退会

(2) 除名

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき

(5) 総正会員の同意があったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種別及び開催)

第 14 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

- 2 正会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を会員に発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が、書面によって議決権を行使することができるとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第 17 条 正会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

(定足数)

第 18 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総

正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから議長が指名した議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印するものとする。

第5章 役員

(種別)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 30名以上40名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事、1名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって正会員（団体にあつては指定代表者）の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、会長及び専務理事の業務の執行を補佐する。
- 6 会長及び専務理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法令で定めるところによる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の前任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等及び費用)

第 28 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を、同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

第 6 章 名誉会長、特別相談役、顧問及び参与

(名誉会長、特別相談役、顧問及び参与)

第 30 条 この法人に任意の機関として名誉会長 1 名、特別相談役 2 名以内、顧問及び参与は 1 名以上 3 名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長、特別相談役、顧問及び参与は理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、特別相談役、顧問及び参与は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長とする。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事の総数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が署名し、又は記名押印しなければならない。

第 8 章 専門委員会

(専門委員会)

第 38 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、

理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

3 専門委員会の委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入、支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第43条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 雑則

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は野崎元治とする。
- 3 この法人の最初の業務執行理事は土井正隆とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 改定後のこの定款は、令和元年 6 月 13 日から施行する。